

小学校においてスクールカウンセラー(学校臨床心理士)が果たす役割

加藤 博己

The role of a school counselor (school clinical psychologist) in elementary school
Hiroki Kato (*Department of Psychology, Komazawa University*)

KEYWORDS: school counselor, role, elementary school, school clinical psychologist

はじめに

平成7年度(1995年度)より始まった文部省による「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」は、平成13年度(2001年度)に「スクールカウンセラー活用事業補助」と事業名が改められ制度化された。これにより、スクールカウンセラーの配置校数が段階的に増やされ、5ヶ年計画で平成17年度(2005年度)までに、全国の公立中学校へ全校配置が行われていった。全校配置後には、高等学校や小学校、あるいは私立学校へのスクールカウンセラー配置が試験的に行われ始め、その数が徐々に増加している。そして、平成25年度(2013年度)には東京都では公立の全小学校へスクールカウンセラーが配置された。全国的にみると、小学校全校へのスクールカウンセラー配置を行っている市区町村は極めて少ないが、現場でのスクールカウンセラー配置への要望は極めて高いと思われる。

こうした経緯を踏まえ、本稿では、全国的に配置のニーズが高まっていると考えられる、小学校におけるスクールカウンセラー(学校臨床心理士)が求められている役割を考察した。

なお、本稿のタイトルには、「スクールカウンセラー(学校臨床心理士)」のように、スクールカウンセラーを呼称する際に、かっこ書きで「学校臨床心理士」の名称を付加している。その理由は、大塚(1995)で、現場の教諭で教育相談活動を行っている者を「教師カウンセラー」と呼称して区別し、学校臨床心理士が現場教師の行っているカウンセリング活動を援助こそすれ、取って代わろうとするものではないことを明確にした」ことによる。すなわち、本稿では、ス

クールカウンセラーと呼称した場合に、必ずしも文部科学省の制度におけるスクールカウンセラーのみを表すものではないが、現職の教員によるカウンセラーは含まないものとする。

方法

手続

最初に、スクールカウンセラーである以前の、職業人としての心構えを確認し、次いで、「臨床心理士」の業務と照らし合わせたスクールカウンセラーの専門性について確認した。最後に、小学校におけるスクールカウンセラーが求められる役割を考察した。

小学校におけるスクールカウンセラーの役割については、文部科学省の「スクールカウンセラー活用事業補助」で、最初に始まった公立中学校のスクールカウンセラーの役割と比較した。

結果と考察

I. スクールカウンセラーの専門性

スクールカウンセラーは、学校における職員の一員であり、多くの場合「臨床心理士」有資格者である。また、それ以前に職業人としての資質を備えている必要がある。

職業人としての資質は、加藤(2010)によれば、人として信頼できるということである。すなわち、職務において、遅刻や無断欠勤をせず、時間や期限を守り、職場の上司に報告・連絡・相談を適宜行い、職場内の他の職員と協力、連携を取りながら、与えられた仕事を遂行し、必要に応じて積極的に提案や意見を出して、能動的に職務に取り組めることである。そのためには、自分の仕事の位置づけや、目的、目標、自分の置かれて

いる立場、役割等を十分に理解している必要がある。

さて、「臨床心理士」の業務は、臨床心理士資格審査規定第4章業務の第11条によれば、①種々の心理テスト等を用いての心理査定技法や面接査定に精通していること、②一定の水準で臨床心理学的にかかわる面接援助技法を適用して、その的確な対応・処置能力を持っていること、③地域の心の健康活動にかかわる人的援助システムのコーディネーティングやコンサルテーションにかかわる能力を保持していること、④自らの援助技法や査定技法を含めた多様な心理臨床実践に関する研究・調査とその発表等についての資質の涵養が養成されることである。

この臨床心理士の4種の業務に照らして、加藤(2010)は、スクールカウンセラーの専門性を以下のようにとらえている。

①「臨床心理査定」業務としては、医療・療育機関や保健所、教育相談機関等から提供されることがある諸検査(知能検査、発達検査、社会生活能力検査等)の読み取り、評価、学校場面や家庭におけるその活かし方に精通し、児童生徒や学校教職員、保護者等から積極的に情報を収集し、児童生徒との面接や学校場面における観察を通して、心理検査を用いなくても、主訴の特定や、クライアントが求めるもの、問題の所在、発達・病態水準、適切な対応、紹介する対応機関等の判断ができる能力が求められる。

②「臨床心理面接」業務としては、学校内の相談室は治療機関ではないことを認識し、可能な限り担任に状況を適宜報告し、児童生徒を担任につなげていく態度や、教育、医療・療育、福祉、警察、司法等の関係諸機関と連携をとりながら問題の改善、解決、克服を支援することが望まれる。

また、面接場面においては、通常の教育や医療現場における心理臨床面接の時間的枠構造の制約を超えて、初回面接や危機介入、担任や生活指導、養護教諭、管理職、保護者などを交えた複数メンバーによる相談などの際に、60分以上の長時間にわたって相談を行うこともあり得る。担任とともに、あるいは、午前中から時間の取れるスクールカウンセラーが担任に代わって、家庭訪問を行うことも可能となる。

③「臨床心理的地域援助」業務としては、身近な存在である学校内の教職員に対するコンサルテーションがあげられる。担任や専科、養護教諭、管理職等に児童生徒の問題について、集団守秘義務を敷いて情報提供をしたり、理解や配慮、指導、援助等を求めたりすることで、学習、生活指導に反映させることができる。

次に、児童生徒の保護者に対するコンサルテーションや、保護者会や相談室便りなどを通しての保護者への心理教育的啓発活動が挙げられる。同様に、全校集会や学年会、朝会、相談室便りなどを通じて、全校児童生徒への心理教育的啓発活動が挙げられる。上述の関係諸機関に対する児童生徒の情報提供、紹介状作成、意見交換や、配置されている学校の上級、下級学校にあたる幼保・小・中・高等学校等のスクールカウンセラーや教職員等との連携活動もある。

④「研究調査等」の業務としては、スクールカウンセラー個人の力量に資する行為はもちろんのこと、学校内の児童生徒の悩みや心理的・行動的傾向を調査し、問題の予防、早期発見に努めることがあげられる。

II. 小学校におけるスクールカウンセラーの職務・役割

さて、このような、スクールカウンセラー全般の専門性と比して、小学校におけるスクールカウンセラーが求められている役割とは、どのようなものであろうか。

文部科学省の「スクールカウンセラー活用事業補助」では、現在高等学校や小学校、私立学校へもスクールカウンセラーを試験的に配置し始めている。しかし、原則は公立中学校への配置である。そこで、最初に公立中学校と比較することで、小学校におけるスクールカウンセラーの職務の特徴、役割の違いをみる。

教職員・保護者の違い

学校に通う子どもたちにとって、小学校と中学校の大きな違いの一つに、担任制度がある。小学校では、音楽や図工、算数少数人数など一部の教科を除いて学級担任制となっている。それに対して中学校では教科担任制がしかれている。この違いが児童・生徒に接する時間を規定している。すなわち、小

学校では朝の学活から下校時まで、学級担任が一日の大半を学級の児童とともに過ごす。これに対して中学校では、学級担任は1日のうちの朝夕の学活の時間と、自らが担当する教科の時間という極めて短い間だけ学級の生徒と過ごす。

それゆえ、小学校では子どもの教育において、学級担任に依存するところが極めて大きい。スクールカウンセラーは、担任を中心とする教職員へ教科指導や生活指導について、指導するわけではないが、問題のある子どもや学級全体に対する見立てや対応について、臨床心理の専門的立場からコンサルテーションを行うことで、間接的に子どもや学級全体に大きな影響を与え得る。

また、近年教員の低年齢化が進んでおり、なかには平均年齢が20代といった小学校もある。低年齢化に伴い現場経験が少なく、児童の発達の問題への理解が浅い等のために、学級運営が円滑に行われないうことが起こり得る。このような場合に、担任にとって、自分が受け持っている学級で自らが実際に授業を進める中での児童の行動観察をスクールカウンセラーに依頼し、問題の明確化や具体的対応の助言を得ることは、特別支援教育等の研修を受けることなどと比して即効性のある支援となり得る。児童の観察を通しての担任へのコンサルテーション以外にも、校内で教職員向けにさまざまなテーマでの研修を行ったり、教職員のメンタルヘルスケアの一端を間接的に担ったりということが期待される。

教職員と同様に、児童が学校以外に一日の大半を過ごすことになる家庭等での保護者・養育者が子どもに与える影響は最も大きいと言える。

たとえば、小学校1年生の最初に、学校では鉛筆の持ち方を丁寧に教えるが、実際に子どもが正しい持ち方を身につけるか否かは家庭等での日々の根気づよい声掛け等の努力に負うところが大きい。また、いじめの発見のきっかけにおいて、中学校では、「いじめられた児童生徒からの訴え」が34.7%と最も多いのに対して、小学校では、「保護者からの訴え」が39.7%と最も多い(文部科学省、2005)。児童虐待や不登校などの問題は、家庭等の協力なくして改善・解

決され得ないと言っても過言ではない。このような理由で、小学校の保護者に対するかかわりには大きな意味がある。

ところが、小学校の保護者は、中学校の保護者と比して若く、時には保護者自身が親としてのアイデンティティを確立していないこともある。こういった小学校の保護者へのコンサルテーションは、適正就学、問題行動等の改善・解決を円滑に進めるうえで極めて重要となる。保護者は、時には児童の問題の原因が自身の子育ての仕方にあると悩み、来談しづらくなっていたり、そもそも他者に相談することさえできなくなっていたりすることもある。それゆえ、保護者と連携が取れるだけで、問題解決への大きな進歩となることもある。

さらに場合によっては、保護者と強いラポールが築かれる前にスクールカウンセラーが行った助言により、保護者がスクールカウンセラーへ不信感を抱き、心理の専門家に頼ることに抵抗を持ってしまったり、6年以上もの長きにわたって、児童への支援が行われなくなる可能性がある。それゆえ、誰にも相談できないでいる保護者に、相談するきっかけを作ったり、一度来談した保護者の相談意欲を持続させたりすることが、小学校のスクールカウンセラーには特に求められている。

こういった保護者の子育てを支援するために、面談のみならず、保護者と1対1、あるいは複数の保護者に対して、ペアレント・トレーニング的なかかわりを持ったり、多数の保護者に対して講話・講演を行ったりサロン形式で保護者と談話したり、様々な形で保護者とかわることで、児童の問題の予防や早期の関わり、啓発活動などを行うことができる。

義務教育の開始と終了という位置づけによる違い

中学校の卒業は、義務教育を終えるという点で極めて大きな意味がある。中学校での卒業式で涙する保護者が多いのは、その象徴であろう。それに対して小学校は、児童にとって初めての義務教育の場であり、保育所・幼稚園等に通わなかった児童にとっては初めての集団生活の場であるという点

で重要となる。

小学校に入学する児童の大半は、保育所、あるいは幼稚園へ通った経験を有する。そこでの保育士・幼稚園教諭や、子どもの様子を参観した保護者は、相当程度クラスや自身の子どもの、集団生活での適応能力や性格・行動の特徴などを理解していると考えられる。しかし、保育所・幼稚園での子どもの様子を観察していても、小学校入学後に、45分間行われる教科の学習時間に子どもが座席に座っていられるか否か、円滑な集団行動がとれるか否かについて知ることは難しい。小学校では、決められた時間に、定められたカリキュラムに基づいて学習が進められるという点が、保育所・幼稚園にはない大きな違いである。この違いが、小学校に入学したばかりの1年生が授業中に座っていられなかったり、集団行動がとれなかったりして、授業が成立しないといった、いわゆる“小1プロブレム”につながっていると考えられる。

この小1プロブレムには、近年急増していると言われる発達障害が相当程度関係している可能性がある。それゆえ、小学校におけるスクールカウンセラーは、発達障害が背景にあると考えられる問題への早期発見・対応が求められる。合わせて、適正就学でなく普通学級に入学してきたことが疑われるケースへのアセスメント・対応も必要となる。現実には、小学校入学後に問題が顕在化し、そこから問題のアセスメントや保護者対応、市区町村などの教育センター等外部諸機関との連携、通級学級への通級検討などを行うと、それだけで数ヶ月～1年近くを要してしまう可能性がある。それゆえ、可能ならば、次年度に小学校に入学予定の未就学児を対象とした就学時健康診断や、新一年生保護者会等を利用し、入学前からの問題予防、早期発見、対応に努めることが期待される。

こういった点を踏まえ、小学校におけるスクールカウンセラーの資格要件として、今後は「臨床心理士」資格以外に、「臨床発達心理士」や「特別支援教育士」などの資格を併せ持つか、あるいは、臨床心理士とは別に、発達の専門家が小学校に関与する必要性はますます高まっていくものと思われる。

保育所・幼稚園、あるいは市区町村の教育

委員会や、その関連の療育機関等から小学校への引継ぎ書類である「就学支援シート」が届いている場合には、小学生となった児童を通級学級などの新たな外部機関へつなげたりするためにも、小学校のスクールカウンセラーは、担任や特別支援教育コーディネーター等とともに、「就学支援シート」の有効な活用の仕方や、小学校でできる支援内容について、保護者と早期に話し合うのが望ましい。その際に、学級担任を中心に作成する、児童の「個別指導計画」の作成に対する助言が期待される。

ちなみに、東京都の「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）～一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして～」の第5章「区市町村立小・中学校における特別支援教育の展開」の1「特別支援教育における教育内容・方法の充実」(2)「個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実」によれば、「医療や言語、心理等の専門家との連携による個別指導計画の作成や医療や言語、心理等の専門家による実際的な指導を導入するなどして、障害の重度化、重複化、多様化に対応した指導の充実を図ることが必要である」とか、「個別指導計画の作成・実施・評価・改善」にも、「個別指導計画の作成・実施・評価に当たっては、言語・心理等の専門家のアドバイスを参考に」とある（東京都心身障害教育改善検討委員会、2003）。これは、一都道府県の報告であり、全国的にこの記述が当てはまるかどうかは議論を要するところであるが、心理等の専門家であるスクールカウンセラーにも、上述のような個別指導計画の作成、活用、評価、改善等においての助言が求められていると考えられる。

このように、保育所・幼稚園から小学校へ、あるいは小学校から中学校へと進学する際に、可能な限り支援の断絶が起きずに済むような配慮が、小学校のスクールカウンセラーには求められる。そのためには、幼保小中連携において、小学校での校内委員会のメンバーとして加わったり、将来的には、小学校の学区における保育所・幼稚園において、小学校スクールカウンセラーが、巡回相談を実施したりできるとよいかもしれない。

中学校生徒の問題の一因となり得る小学校児童への未然防止対応としての役割

また、文部科学省（2008）による「スクールカウンセラー活用事業補助」における事業目的から考えると、スクールカウンセラーに求められる専門性は、「いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、近年多発する事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資する」ということになる（加藤，2010）。平成24年度文部科学白書によれば、平成23年度に、30日以上欠席した不登校児童生徒の割合は、中学校で2.64%、小学校で0.33%である（文部科学省，2012）。このデータから不登校者数は、中学校では1クラスに1名程度いるのに対して、小学校では1学校に1名程度と少ない。しかし、中学校で発現する不登校の一因が小学校にもあると考えるならば、小学校でのスクールカウンセラーの役割は極めて大きなものとなる。

中学校で不登校となっている生徒には、コミュニケーション能力が乏しかったり、学業不振が顕著であったりということがしばしば見受けられる。こういった生徒が小学校時代に学校不適応や不登校にならなかったのは、直接、間接的に学級担任に負うところが大きかったと考えられる。小学校卒業時までには児童が学校不適応や不登校にならなかったことを考えれば、小学校の歴代の学級担任の対応は高く評価できる。しかし、中学校進学後に学校不適応や不登校となる要因が児童にもあるならば、小学校に在籍しているうちから、学級担任を中心に、必要に応じて保護者や、医療、通級学級などの関係諸機関の力を借り、コミュニケーション能力を高めたり、学力を高めたり、中学校への引継ぎを詳細に行うことが必要であり、小学校のスクールカウンセラーには、そのためのアセスメントや働きかけが求められる。少なくとも、学級担任の問題発見力や対応力の如何にかかわらず、学校不適応や二次障害を引き起こす可能性のある児童に対して、高学年になっても保護者ともつながらず、何ら支援がなされていないという事態にならぬよう、校内委員会のメンバーとして、あるいは、管理職や特別支援教育コーディネーター、担任等と連携して、問題の

予防、早期発見、対応に取り組まなければならない。

そのためには、医療・療育機関や教育相談機関等から提供されるWISC-IVをはじめとする個別式知能検査や発達検査、社会生活能力検査等、標準化されたさまざまな検査の結果や、学校での学力検査、あるいは、日常の学校生活におえる児童の行動観察から、児童の支援に必要な情報を読み取ったり、児童の問題改善・解決のための目標を設定したり、生活指導や学習指導に反映させたりするための助言を行う能力が求められる。

アメリカにおいては、直接的に児童生徒の心理臨床面接を行うのではなく、情報収集後に教育内容や教育方法など、具体的な予防・支援プログラムを立てて、担任やスクールカウンセラーに助言をすることで児童生徒を援助したり、学校へのコンサルテーション等を行ったりするスクールサイコロジストが存在する（藤平，2009）。ところが、日本ではスクールサイコロジストという存在がない。それゆえ日本のスクールカウンセラーには、アメリカにおけるスクールカウンセラー、ならびに、スクールサイコロジストとの両者の役割が求められていると考えられる（高野，1998）。そして、アメリカのスクールサイコロジストは、アセスメントにその活動の半ばを費やしていることを考えると、日本のスクールカウンセラーには、現在の役割の他に、アメリカのスクールサイコロジストの行っている児童生徒のアセスメント並びに学校の教育相談体制のアセスメントを（心理テストを用いることなく）行う役割が、今後求められる（加藤，2010）。それゆえ、小学校におけるスクールカウンセラーは、各種心理検査の読み取り、児童の行動観察、学校の教育相談体制における顕在的、潜在的ニーズなど、幅広いアセスメント能力が求められることになる。また、小学校のスクールカウンセラーは、種々の心理検査を用いることはできないが、面接場面以外の学校での児童の生活場면을観察することができ、担任や保護者等から情報を受け取りやすい立場にある。それらを生かした対応が取れることが、医療機関や教育相談機関における臨床心理士と異なり、小学校のスクールカウンセラーの大きな強みとなる。

Ⅲ. おわりに

本稿では、小学校におけるスクールカウンセラーの役割を考察した。先述のように、文部科学省の「スクールカウンセラー活用事業補助」によるスクールカウンセラーは、これまで原則として公立中学校への配置であった。そして、高等学校や小学校、私立学校へのスクールカウンセラーの配置は試験的に始まったばかりである。しかし、現在の小・中学校で問題となっている不登校やいじめ、学業不振、暴力行為、あるいは家庭での子育てや虐待といった問題の背景に、かなりの程度発達の問題が関与し、二次障害として顕在化している可能性がある。

そうであるならば、たとえば不登校者数が最も多い中学校において、不登校生徒が出てから対応するのではなく、不登校を引き起こす要因となり得るコミュニケーションの障害や、学業不振、ネグレクトを含む児童虐待などに対して、少なくとも小学校、あるいは就学前より予防、早期発見、早期対応を行うことが望ましい。全国における小学校数は中学校数の約2倍であり、全国の小学校へスクールカウンセラーを配置するには、かなりの予算が必要となる。しかし、現在試験的にスクールカウンセラーを配置している小学校や、地方自治体が独自に配置している小学校でのスクールカウンセラーの活動が認められるに従い、全国の小学校へのスクールカウンセラー配置は時間の問題だと思われる。

それに先駆け、小学校でのスクールカウンセラーの役割を明確にし、その資質を涵養するための教育制度の整備や、現職のスクールカウンセラーの資質向上を目的とした各種研修制度の整備が求められる。また、スクールカウンセラーの資質向上以外に、スクールカウンセラーを受け入れる学校の受け入れ体制の充実など、効果的な配置の仕方を明確にしていくことが望まれる。

文 献

藤平 敦 (2009). 初等中等教育現場に配置されている心理専門家の役割、養成課程等の日米比較における考察 —我が国のスクールカウンセラー養成課程における課題— 国立教育政策研究所紀

要, 138, 1-14.

加藤博己(2010). 臨床心理士としてのスクールカウンセラー(学校臨床心理士)の専門性 駒澤大学心理学論集, 12, 13-24.

文部科学省(大臣官房政策課評価室)(2008). 「スクールカウンセラー等活用事業費補助(拡充)」 文部科学省

<http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoushou/kekka/08100105/030.htm>

(2010年1月5日)

文部科学省(初等中等教育局児童生徒課)(2005). 「いじめの発見のきっかけ(平成17年度)」 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/001/007.htm> (2014年1月3日)

文部科学省(生涯学習政策局政策課)(2012). 平成24年度文部科学白書 <http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201301/1338525_011.pdf> (2013年12月27日)

大塚義孝(1995). スクール・カウンセリングの要請—臨床心理士の課題と期待 現代のエスプリ別冊 スクール・カウンセリング要請と理念 至文堂, 9-21.

高野清純(1998). 学校心理学とは 高野清純・渡辺弥生(編) スクールカウンセラーと学校心理学 教育出版 pp.1-18.

東京都心身障害教育改善検討委員会(2003). 「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)～一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして～」 <<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/gakumu/sinsyoken/saisyuu/saisyuuuhokoku.pdf>> (2009年1月7日)